

広島県告示第九百八十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によつて、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和元年十二月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

区域の名称												所在 地	土砂災害警戒区域
の自然現象の発生原因となる土砂災害													
表区域示の												土砂災害特別警戒区域	
の自然現象の発生原因となる土砂災害													
中ノ村川(四五四b)	中ノ村川(四五四a)	中ノ村川(三〇)	中ノ村川(二九f)	鍋屋谷川(二九e)	鍋屋谷川(二九d)	鍋屋谷川(二九a)	二八	中ノ村川(二七隣)	中ノ村川(二七)	中ノ村川(二七隣)	中ノ村川(二七)	広島県三次市栗屋町地内	土砂災害警戒区域
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	広島県三次市栗屋町地内	土砂災害特別警戒区域
次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	号三律の土戒定第区 年施推砂区す九域 で政行進災域る条の 定令に害防に土砂二 め第へ関防に災項及 八平す止お災害にび 事十成る対け害にび 項四十法策る警規法	土砂災害特別警戒区域
中ノ村川(四五四a)	中ノ村川(三〇)	中ノ村川(二九f)	鍋屋谷川(二九e)	鍋屋谷川(二九d)	鍋屋谷川(二九a)	二七隣	中ノ村川(二七)	中ノ村川(二七隣)	中ノ村川(二七)	土石流	土石流	号三律の土戒定第区 年施推砂区す九域 で政行進災域る条の 定令に害防に土砂二 め第へ関防に災項及 八平す止お災害にび 事十成る対け害にび 項四十法策る警規法	土砂災害特別警戒区域
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	号三律の土戒定第区 年施推砂区す九域 で政行進災域る条の 定令に害防に土砂二 め第へ関防に災項及 八平す止お災害にび 事十成る対け害にび 項四十法策る警規法	土砂災害特別警戒区域
次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	号三律の土戒定第区 年施推砂区す九域 で政行進災域る条の 定令に害防に土砂二 め第へ関防に災項及 八平す止お災害にび 事十成る対け害にび 項四十法策る警規法	土砂災害特別警戒区域

中ノ村川（
四五四c）

次の図のとおり

中ノ村川（
四五四c）

土石流

次の図のとおり

亀谷川（
五六六）

土石流

次の図のとおり

亀谷川（
五六六）

土石流

次の図のとおり

亀谷川（
五六五）

土石流

次の図のとおり

亀谷川（
五六五）

土石流

次の図のとおり

亀谷川（
五六六隣）

土石流

次の図のとおり

亀谷川（
五六六隣）

土石流

次の図のとおり

亀谷川（
五六五a）

土石流

次の図のとおり

亀谷川（
五六五a）

土石流

次の図のとおり

亀谷川（
五六五b）

土石流

次の図のとおり

亀谷川（
五六五b）

土石流

次の図のとおり

亀谷川（
五六五c）

土石流

次の図のとおり

亀谷川（
五六五c）

土石流

次の図のとおり

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局土砂法指定推進担当及び広島県北部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。